

# 第1章 報酬・費用弁償

## ○東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年 9月 1日

条 例 第 6 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

**第2条** 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 年額 20,000円
- (2) 副議長 年額 19,000円
- (3) 議員（議長及び副議長を除く。） 年額 18,000円

(費用弁償)

**第3条** 議員が招集に応じ、議会の会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は別表のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員のうち、7級の職員の例による。

(議員報酬及び費用弁償の支給方法)

**第4条** 前2条に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法については、東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給方法の例による。

## 附 則

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

### 別表（第 3 条関係）

種類	車賃 1キロメートルにつき	日当 1日につき	宿泊料 1夜につき	食卓料 1夜につき
金額	37 円	1,000 円	14,800 円	3,000 円